

平成 30 年 2 月 27 日  
規制改革推進室

## クラウドファンディングについて

## 1. クラウドファンディングとは

○一般に、「クラウドファンディング」とは、「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指し、以下のような類型があるとされる。

大分類	小分類	形態
投資型	株式型	資金調達者（通常は非上場会社）が株式を発行し、インターネットを通じて申込みを行った投資家はその株式を引き受け、払込金が支払われることによって資金を調達するスキーム。
	ファンド型	資金需要者がファンドの運営者となって投資家から集めた資金を用いて一定の事業を行うため、資金需要者が投資家との間で契約を締結して匿名組合などの形式によりファンドを組成して資金調達を行うスキーム。
融資型		オンライン・プラットフォームを通じて、資金の出し手となる一般大衆など不特定多数の者から中小企業や個人など資金の借り手に対する融資を行う仕組み。P2Pレンディングやソーシャルレンディング、貸付型クラウドファンディングとも呼ばれる。
寄付型		特定非営利法人等が、インターネットを通じて寄付により資金を調達するスキーム。
購入型		特定のプロジェクトを実施する者等が、インターネットを通じて申込みを行った支援者に対してそのプロジェクトに関連する商品・サービス等の提供をリターンとして約束し、支援者からリターンの対価として購入代金が支払われることによって資金を調達するスキーム。

（参照）『Fintech ビジネスと法 25 講』（有吉尚哉・本柳祐介・水島淳・谷澤進編著、商事法務）

なお、融資型を投資型の中の小分類として位置付ける場合もある。

○本日のWGにおける議論の対象は株式型と融資型であるので、以下、両類型についての規制・制度の概要を説明する。

## 2. 株式型クラウドファンディング

○わが国においては、日本証券業協会の自主規制規則により、グリーンシート銘柄等の例外を除き、下記の第一種少額電子募集取扱業務以外に、非上場株式の一般投資家に対する投

資勧誘は禁止されている。

- 規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「クラウド・ファンディングの活用」として、「新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達（クラウド・ファンディング）の枠組みの整備についての検討を行い、結論を得る」（平成 25 年度検討・結論）こととされた。
- 金融審議会の「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」における議論を経て、株式型クラウドファンディングを実施可能にするため、平成 26 年の金融商品取引法（以下「金商法」）改正により、第一種少額電子募集取扱業務という類型が設けられた。発行価額の総額 1 億円未満（※）、投資者 1 人当たりの払込額 50 万円以下のみの電子募集取扱業務のみを行う場合は、緩和された最低資本金額や兼業規制の適用除外などの下で、株式型クラウドファンディング事業を行うことができる。  
※発行価額の総額 1 億円は、クラウドファンディングによるものであるか否かを問わず、その前 1 年以内に募集又は私募がされた発行価額の総額を合算する。

### 3. 融資型クラウドファンディング

- 現在わが国で行われている融資型クラウドファンディングのスキームでは、クラウドファンディング事業者において、投資家から集めた金銭の貸付けについては貸金業法による貸金業者の登録がされ、投資家に対するファンド（匿名組合）への投資の勧誘については金商法による第二種金融取引業の登録がされている。
- 個々の投資家について貸金業法上の登録が必要とされないよう、特定の借主の名称等の情報を投資家に対して開示しないことや（匿名化）、単一の貸付けへの投資を避けること（複数化）が行われている。

以上